

「やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県内の再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス等）によって発電された電力の県内における利用拡大を図るため、再エネ電力の利用に積極的に取り組む県内事業所を認定する「やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度」について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 県内事業所

県内に事業場その他工場を有する事業者及び団体

(2) 再エネ電力

別表1の要件を満たすもの（FIT 電気の場合は、再生可能エネルギー指定の非化石証書等の使用により、実質的に再生可能エネルギー由来となる電気）

(3) やまぐち再エネ電力

山口県内で発電された再エネ電力

(事業所の登録)

第3条 知事は、県内事業所が、当該事業所が使用する電力の全部又は一部を2030年度までに再エネ電力の調達へ転換することを宣言した場合に、当該事業所を「再エネ電力利用宣言事業所」（以下、「宣言事業所」という。）として登録することができる。

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、別途「ぶちエコやまぐち宣言書」において、宣言するものとする。

3 知事は、前項に基づく宣言があったときは、再エネ電力利用宣言事業所名簿に登録するとともに、その旨をホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(事業所の認定)

第4条 知事は、次の各号のいずれにも適合し、実際に再エネ電力を調達している宣言事業所又は、宣言事業所内の事業場等を単位として「やまぐち再エネ電力利用事業所」として認定することができる。

(1) 宣言事業所として登録を受けていること

(2) 調達する再エネ電力が、宣言事業所又は宣言事業所内の事業場等における1年間の総電力供給量の30%以上含まれること

(3) (2)の再エネ電力の一部又は全部がやまぐち再エネ電力であること

(4) 山口県暴力団排除条例第2条第4号で定める暴力団事務所に該当しないこと

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、別記第1号様式により認定の申請をするものとする。

3 知事は、前項に基づく申請があったときは、別表2に定める再エネ電力の調達割合に適合した基準により認定するものとする。

4 知事は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定の申請者にやまぐち再エネ電力利用事業所認定証を交付するとともに、その旨をホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(認定期間等)

第5条 前条第1項の規定による認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 前条第1項の規定による認定を受けた事業所（以下、「認定事業所」という。）は、前項の期間が満了した場合において更新を希望するときは、期間が満了する1か月前（2月末日）までに、別記第2号様式により再申請することができる。

(変更の届出)

第6条 認定事業所（前条第2項の規定による認定期間の更新を受けた者を含む。以下同じ。）は、認定申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、別記第3号様式により知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第7条 知事は、認定事業所が、第4条第1項に定める要件に適合しなくなったときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該事業所に通知するものとする。

3 第1項の規定により認定を取消された事業所は、遅滞なく、認定証を知事に返納しなければならない。

4 前項の規定による認定の取消しにより損失が生じた場合においては、認定事業所がその責めを負うものとする。

(報告)

第8条 認定事業所は、再エネ電力の利用状況について、別記第4号様式により毎年2月末日までに報告するものとする。

2 前項の規定に関わらず、認定期間満了年度において再申請を行う認定事業所は、第5条第2項に定める別記第2号様式の提出をもって代えることができる。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、山口県環境生活部環境政策課において所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

定 義	① 太陽光発電及び太陽熱発電 ② 風力発電 ③ 水力発電（大型水力を含む） ④ バイオマス発電（バイオガス発電を含む） ⑤ 地熱発電
調達方法	【自家発電】 ① 自社が保有する発電設備による発電 【再エネ電力の購入】 ② 小売電気事業者との契約（再エネ電力由来メニュー） ③ PPAモデル等を活用した電力購入 【環境価値の購入】 ④ 再エネ電力証書の購入

別表2（第4条第3項関係）

再エネ電力 調達割合基準	30%以上 50%以上 70%以上 100%
-----------------	---------------------------------